

上場制度整備懇談会  
第23回 議事要旨

1. 日時：平成21年7月1日（水）午後3時から午後5時まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

- (1) 「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく上場制度の整備等について（制度要綱）及びパブリック・コメントの状況について
- (2) 金融審議会 金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告及び企業統治研究会報告書について
- (3) 今後の進め方について

4. 議事要旨：

- (1) 「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく上場制度の整備等について（制度要綱）及びパブリック・コメントの状況について
  - ・ 今回、制度要綱の段階でパブリック・コメントを行ったが、今後は、規則改正案の段階でもう一度パブリック・コメントの機会を設けることも検討してはどうか。

- (2) 金融審議会 金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告及び企業統治研究会報告書について
  - ・ 上場会社は、潜在的な株主たる投資家に対しても説明責任を負っているものであり、各会社のガバナンスが実質的には機能しているということ、株式市場の投資家に対してわかりやすい形で説明することは難しいという点を考えると、形式的な要件を整備すること自体に、単に形式を整えるということ以上の実質的な重みがあると言えるのではないかと。
  - ・ 投資家が上場会社のガバナンスに対して望んでいる点があるならば、その要望にある程度対応する姿勢も必要ではないかと。
  - ・ 一律に社外性要件を独立性要件に置き換えることは行わないとあるが、現在の日本の社外性要件は厳しすぎるので、適当な人材が不足する懸念があり、社外性要件を弱めるという選択肢もあってよいと思う。
  - ・ 今回の金融危機がアメリカを中心に発生したため、欧米で展開されたコーポレート・ガバナンスの議論が、必ずしもワークしないのではないかとこの懸念も一部では提示されている。
  - ・ 今回の2つの報告とそれを受けての取引所の対応は、海外の投資家からも高い関心を集めている。

(3) 今後の進め方について

- ・ 来年の株主総会がある6月末までに企業が余裕をもって対応できるようなスケジュールで取り組む必要がある。

- ・ 一般の事業会社は、6月の株主総会で決議する人事異動について、前年12月には内容を固めていることが多いということも考えると、今秋までには何らかの方針を明らかにする必要がある。
- ・ ガバナンス機構について、上場会社であれば満たさなければならない最低限の要件を定めることが必要である。それ以上の、個々の会社を選択の余地が残された部分については、個々の会社と投資家の対話の中で最適なガバナンス機構が形成されるよう、開示による枠組みを整えるべきである。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)